

令和3年4月13日

全日本トラック協会 御中

国 土 交 通 省  
財 務 省  
国 税 庁

消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について  
(協力依頼)

平素から、自動車行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには本年10月1日に開始される税務署への「適格請求書発行事業者<sup>(注)</sup>」としての登録申請が必要となるといった現行制度からの変更点があります。また、円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度導入後の3年間は仕入税額の80%、その後の3年間は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けられています。

(注) インボイスを交付できる事業者として税務署の登録を受けた事業者のことを指し、課税事業者がこうした登録を受けられることになっています。

そのため、昨年にもご案内いたしました。制度を理解していただき準備や対応を行っていただくに当たり、ご希望に応じ、貴団体開催の会員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を派遣させていただきたいと思っております。

これまで、派遣講師による説明を受けた団体等からは、「説明を受けてみて制度理解が進んだ」や「準備を開始するきっかけになった」との声をいただいておりますので、こうした説明会・研修会の開催について改めてご検討いただけますと幸いです。

また、インボイス制度の説明と合わせて、令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の見直しの概要についても、ご希望にあわせてご説明させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応や感染防止の観点から、現時点では開催が困難な場合もあると思っておりますので、開催時期や実施方法については、貴団体の状況に応じてご検討いただければ幸いです。

※ オンラインでの説明や、団体事務局向けの少人数の説明会や複数回にわたる開催もご相談ください。具体的な説明会・研修会への講師派遣要領については、別添をご参照ください。

また、国税庁からは次ページのとおり、制度に関する各種の資料が公表されておりますので、ご参照いただくとともに、貴団体の会員企業の皆様にも共有いただきますようお願いいたします。

貴団体におかれましては、引き続きこうした制度の周知等にご協力いただきますようお願いいたします。

**参考**

国税庁HPにおいて、インボイス制度に関するパンフレットやQ & Aのほか、国税庁動画チャンネル（You Tube）が公表されております。

**【国税庁 インボイス制度特設サイト】**

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

**【適格請求書等保存方式の概要 –インボイス制度の理解のために–】**

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

**【消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A】**

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm)

また、インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けております。

**軽減コールセンター** 0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

## 消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣について

### 講師を派遣させていただく説明会・研修会

- ◇ 貴団体が主催される会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体(地域ブロック単位の団体)が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能です。
- ※ 会員事業者の主に経理をご担当されている方への説明会や研修会が効果的だと思われ  
ますが、団体開催の理事会や団体事務局に向けた説明であっても差し支えありません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や少人数での  
複数開催などの対応も可能ですので、ご相談ください。

### 派遣する講師(財務省・国税職員)がご説明する事項(概要)

- ◇ 消費税のインボイス制度の概要と留意点 など
- ※ 消費税の軽減税率制度に関する質疑等にも対応させていただきます。
- ※ あわせて令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の見直しについて説明をご希望の  
場合は、別紙申込書にその旨をご記入ください。なお、日程等の都合上、ご希望に添えな  
いこともある旨、予めご了承ください。

### 説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。  
(申込期限は設けておりません。)
- ◇ 講師派遣は、平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の日程を希望  
される場合は前広にご相談ください。

### 講師派遣のお申込み

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 国土交通省自動車局総務課企画室 担当 渡邊、名和 電子メール： <a href="mailto:nawa-h258@mlit.go.jp">nawa-h258@mlit.go.jp</a> FAX：03-5253-1636
---